

武蔵野市教育委員会 情報セキュリティ基本方針

1. 目的

武蔵野市教育委員会では、児童生徒、保護者をはじめ市民の個人情報など重要情報を多数扱っており、それらの情報を扱う多くの業務で情報システムやネットワークの活用は必要不可欠となっている。したがって、市民の権利・利益を守り、行政の安定的・継続的な運営のためには、これらの情報を様々な脅威から防御するとともに、適正に管理しなければならない。

これらのことから、すべての職員等は情報保護の重要性を認識し、市民からの信頼を確保するために、ここに情報セキュリティ基本方針を定め、総合的、体系的、積極的に情報セキュリティ対策に取り組む。

2. 適用範囲

武蔵野市教育委員会及び市立小中学校管理下にある情報システムに関わる情報資産を対象とする。ただし、武蔵野市情報セキュリティポリシーの適用範囲にあたる場合には対象外とする。

3. 基本方針

- (1) すべての職員等は、保有する情報資産を適切に管理する。
- (2) 全組織的な体制を確立し、情報セキュリティ対策に取り組む。
- (3) 当情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策基準とその実行のための情報セキュリティ実施手順を定め、確実に実施する。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識し、当該対策を適切に実施するため、必要な教育を行う。
- (5) 情報セキュリティ事故が発生した場合、またはその予兆があった場合には、緊急時対応計画に基づき速やかに対応する。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) すべての職員等は、業務の遂行にあたって個人情報保護条例などの関係法令や情報セキュリティ基本方針を遵守する。

平成 23 年 7 月 12 日

情報セキュリティ統括責任者（武蔵野市教育委員会教育長）
山上 美弘